

文部科学省統計改革推進本部の設置について

令和2年2月4日
総合教育政策局長決定

1. 趣旨

平成31年1月に発生した毎月勤労統計における不適切事案を発端として、政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。この事案の発生を受け、政府が実施する全ての統計調査が点検・検証された結果、統計の品質確保の重要性が再認識され、これを担保するための取組として、内閣官房から各府省への統計分析審査官の派遣や統計作成プロセスにおけるPDCAサイクルに基づく改善等の推進といった取組がなされている状況である。

また、このような背景に加え、文部科学省が実施する各種調査については、調査の実施時期や調査項目の精選といった総合的な見直しを行うことにより、学校における働き方改革の推進に資することが期待されている。

これらの課題に対応するため、統計の品質確保を担保しつつ、統計の在り方の総合的な見直しの推進に資するため、「文部科学省統計改革推進本部」を設置する。

2. 構成員

本部長	統計幹事・大臣官房審議官（総合教育政策局担当）
代表幹事	総合教育政策局調査企画課長
幹事	科学技術・学術政策局企画評価課長
幹事	内閣官房副長官補付統計分析審査官併総合教育政策局調査企画課課長補佐
メンバー	初等中等教育局児童生徒課長
	初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
	初等中等教育局健康教育・食育課長
	高等教育局専門教育課長
	高等教育局学生・留学生課長
	科学技術・学術政策局人材政策課長
	研究振興局参事官（情報担当）
	スポーツ庁健康スポーツ課長
	スポーツ庁参事官（地域振興担当）
	文化庁宗務課長
	科学技術・学術政策研究所企画課長
代表幹事代理	総合教育政策局調査企画課課長補佐

3. 検討事項

- ・ 統計に関するPDCAサイクルに基づく改善等の推進
- ・ 分析審査業務に関する諸業務の推進
- ・ その他統計の品質確保に関する方策の検討及び推進
- ・ 統計の総合的な見直しの推進

4. 庶務

本部の庶務については、関係局課・庁の協力を得て、総合教育政策局調査企画課がこれを処理する。

5. その他

- ・ 本部の運営に際し、必要な事項がある場合は別途定める。
- ・ 必要に応じて上記以外の職員及び有識者の出席を求めることができる。